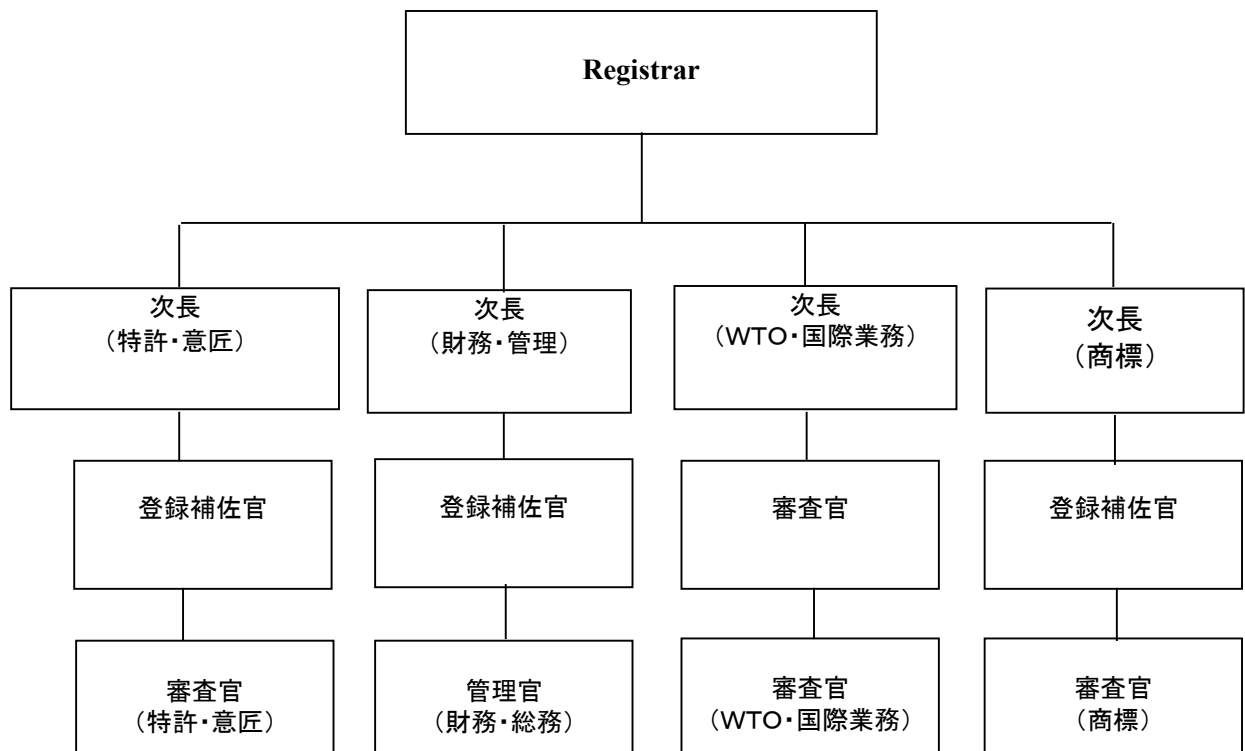


①国名	People's Republic of Bangladesh (BD) (バングラデシュ人民共和国)				
②名称	Ministry of Industries / Department of Patents, Designs and Trade Marks				
③所在地	Shilpa Bhaban (5th Floor) 91 Motijheel Commercial Area Dhaka-1000				
④連絡先	(電話) (880 2) 956 0696		(FAX) (880 2) 955 6556		
	(E-mail) registrar@dpdt.gov.bd		(internet) www.dpdt.gov.bd		
	registrardpdt@yahoo.com				
⑤組織の長	Registrar: Mr. Md. Abdus Sattar				
⑥沿革	<p>(1)バングラディッシュは、1971年3月25日パキスタンから分離して独立国家となった。特許・意匠法は、1971年3月25日の法律継続・執行命令によって1971年3月26日に公布され、1911年特許・意匠法及び1933年特許・意匠法が継承された。</p> <p>(2)この1911年特許・意匠法は、1911年法律第Ⅱ号により、1976年1月1日に施行された。</p> <p>(3)1940年商標法は2015年商標法及び2015年商標法(改正)に置きかえられた。</p> <p>(4)この1940年商標法は、1973年法律第19号により1976年1月1日に施行された。</p> <p>(5)この1940年商標法は、1948年4月1日にパキスタンが採用したものと全く同じ1940年インド商標法(特許商標38/改訂247)である。</p> <p>(6)また、1963年商標規則は、1940年インド商標法に基づき組立てられた1942年商標規則をパキスタンが採用したものの(特許商標40/改訂311)で、1975年にバングラディッシュが改正し、1976年1月1日から施行されている。</p> <p>現行の地理的表示に関する保護は、2015年地理的表示法及び2015年地理的表示規則を法的根拠とし、保護される。</p>				
⑦所管	特許、意匠、商標、著作権、営業秘密、原産地表示、半導体集積回路の保護				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1985/5/11	1999/5/4			
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		1991/3/3			
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
			ヘーグ		
	ブダペスト	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	リスボン
マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース	
ストラズブール	ウィーン	WTO			
		1995/1/1			

①国名	People's Republic of Bangladesh (BD) (バングラデシュ人民共和国)					
⑪統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	302	368	413	402
		(内 外国出願)	241	299	345	362
		(内日本から)	18	40	45	31
		(内 PCTルート)				
	意匠	全数	1,707	2,014	1,598	1,241
		(内 外国出願)	130	117	104	79
		(内日本から)	19	28	19	13
	商標	全数	13,090	12,080	12,435	13,691
		(内 外国出願)	3,843	4,120	4,392	3,909
		(内日本から)	309	325	341	360
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数				
		(内 外国出願)				
		(内日本から)				
		(内 PCTルート)				
意匠	全数	829	882	574	688	
	(内 外国出願)	128	110	78	57	
	(内日本から)	19	27	15	10	
商標	全数	4,464	3,600	2,599	1,591	
	(内 外国出願)	3,545	2,660	1,797	1,230	
	(内日本から)	347	295	195	126	
(出典): WIPO IP Statistics						

⑫組 織

<組織図> 特許・意匠・商標庁はMinistry of Industry(産業省)の下部組織である。



(出典: アンケートから)

①国名	People's Republic of Bangladesh (BD) (バングラデシュ人民共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2003年5月13日統合施行(1911年法律No.2を改正した2003年法律No.15)
	③地理的効力の範囲	バングラデシュ国内のみ。 (特許意匠法第1条(2))
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。バングラデシュに非居住の出願人は、バングラデシュの登録局に登録したバングラデシュに居住する代理人を選任しなければならない。 (特許意匠法第76条(2)(b))
	⑦出願言語	英語、ベンガル語
	⑧特許権の存続期間及び起算日	登録日となる出願日から16年。延長の申請により5年延長できる。 (特許意匠法第14条(1))
	⑨新規性判断の基準	国内公知、国内刊行物 (特許・意匠法第9条(1d))
	⑩グレースピリオド	有。公認の博覧会における発明の展示又は実施、又は発明者による論文の発表又は学会誌への公表時には6ヶ月以内に出願することが必要である。 (特許意匠法第40条)
	⑪非特許対象	(1) 製造法に関連しない発明。 (2) その製造法に新規性がない発明。 (3) 有用性がない発明。 (4) 法律又は道徳に反する発明。 (特許意匠法第2条(8)、(10)、第69条(1))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。審査は方式要件、特許性等の実体審査が行われる。 (特許意匠法第5条(1))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。出願が容認されると、発明の名称及び要約が「バングラデシュ公報第4部」に公告(公開)される。 (特許意匠法第6条)
	⑯異議申立制度の有無	有。何人も公告後4月以内に異議申立を行うことができる。 (特許意匠法第9条(1)、(2))
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度ではないが、特許の無効は裁判所に提訴することができる。 (特許意匠法第26条(1))
	⑱実施義務	有。特許付与日から4年経過後の不実施は、理由の如何によらず、強制実施権の設定又は特許取消の対象となる。 (特許意匠法第23条(1))

①国名	People's Republic of Bangladesh (BD) (バングラデシュ人民共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2003年5月13日統合施行(1911年法律No.2を改正した2003年法律No.15)
	③地理的効力の範囲	バングラデッシュ国内のみ。
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人)。
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 (特許意匠法第76条(2)(b))
	⑦出願言語	英語、ベンガル語。
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	登録日となる出願日から5年。5年ずつ2回更新できる(最長15年)。 (特許意匠法第43条(6)、同法第47条)
	⑨新規性判断の基準	国内公知、国内刊行物。 (第43条(1))
	⑩グレースピリオド	有。次の事項が規定されている。期間は何れも開示日から6月。 (1) 公認の博覧会における発明の展示又は実施による発明の開示 (2) 発明者による論文の発表又は学会誌への公表による発明の開示 (特許意匠法第52条)
	⑪不登録対象	(1) 製造工程又は方法によって物品に与えられる形状、外形、模様又は装飾の特徴に新規性又は独創性がない意匠。 (2) 物品構造の原理若しくは構造様式又は単なる機械的装置の意匠。 (3) 商標、商号及び単なる画像又は写真。 (4) 法律又は道徳に反する意匠。 (特許意匠法第43条(4)、第69条(1))
	⑫実体審査の有無	有。 (特許意匠法第43条(4)、第50条(1)ただし書き)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。次の要件を満たす場合に、物品の個々の形状や模様に対する意匠の保護を受けることができる。 (1) 当該部品が販売可能な製品であること (2) 当該部品が視覚を通じて美観を起こさせ得るものであること (3) 当該部品が何らかの有用性を有するものであること (4) 当該部品が他の部分とともに複合製品を構成しうるものであること
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	15区分の独自の物品分類(第4版)を採用している。
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、意匠の主題は登録後に「バングラデッシュ公報第4部」に公表(公開)される。
	⑳秘密意匠制度の有無	有。意匠の公開を、登録日から2年間遅らすことができる。 (特許意匠法第50条)
	㉑異議申立制度の有無	無。出願公開制度はないが、意匠の主題は登録後に「バングラデッシュ公報第4部」
	㉒無効審判制度の有無	有。利害関係人は、登録日から1年以内であれば特許庁に登録意匠の無効の審判を請求することができる。また、利害関係人は、高等裁判所に対してはいつでも登録意匠の無効を提訴することができる。 (特許意匠法第51条A)
	㉓登録表示義務	

①国名	People's Republic of Bangladesh (BD) (バングラデシュ人民共和国)	
	⑭費用 単位 TK (タカ)	[出願から登録までに掛かる費用]
		出願料 2,500 TK
		[意匠権の維持に掛かる費用]
		年金
		第1回目の延長の5年間 5,000 TK
		第2回目の延長の5年間 5,000 TK
	⑮料金減免措置の有無	無。

①国名	People's Republic of Bangladesh (BD) (バングラデシュ人民共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2015年施行
	③地理的効力の範囲	バングラデシュ国内のみ。 (商標法第26条(1)~(3))
	④他国制度との関係	無。
	⑤商標法の保護対象	商品、サービス、団体商標、証明商標。 (商標法第15条(1)、(2)、第58条(1)、(2)、第122条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、立体商標、結合商標、色彩商標、音響商標、芳香商標。 (商標法第2条(23))
	⑦出願人資格	商標を使用する者及び承継人(自然人、法人)。 (商標法第15条(1))
	⑧権利付与の原則	先願主義。 (商標法第10条(1))
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。バングラデシュ国内で事業を営んでいない出願人は、願書の最初の出願にバングラデシュ国内の送達住所を明記しなければならず、登録された代理人(弁護士又は商標代理人)を選任する必要がある。(商標法第15条(4)、第113条)
	⑪出願言語	英語、ベンガル語。
	⑫商標権の存続期間及び起算日	商標登録の効果は登録出願の日から発生し、出願日から7年。その後、10年毎に更新できる。 (商標法第22条(1)、(2))
	⑬グレースピリオド	無。
	⑭不登録対象	(1) 中傷的又は低俗な事柄を含む標章。 (2) 現行の法律に反する標章。 (3) 欺瞞し又は混同を生じる恐れがある標章。 (4) バングラデシュ市民の宗教感情を害する恐れがある事物を含む標章。 (5) 国又は国際機関の紋章、旗、名称、短称、公印、品質証明等と同一か、それらの模造、又はそれらを要素として含む標章。ただし、関係当局等の承認があればこの限りでない。 (6) 裁判所において保護を剥奪された標章。 (7) 悪意で出願された標章。(以上、商標法第8条) (8) 科学物質又は化学的調合について、科学的要素又は化学的合成物の名称として一般的に用いられている言葉を用いたもの(商標法第9条)
	⑮防護標章制度の有無	有。 (商標法第43条(1))
	⑯周知商標制度の有無	有。周知であるかどうかを決めるに当たっては、販売促進の結果としてバングラデシュで得られている認識を含み、公衆の関連部分における認識が考慮される。 (商標法第10条(4)、(6))
	⑰一出願多区分制度の有無	無。 (商標法第15条(2))
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (商標法第15条(5)、第17条、第18条(1)~(5))
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、商標登録出願が受理されると、当該出願は受理後、速やかに公告(公開)される。 (商標法第17条(1))
	㉒異議申立制度の有無	有。何人も、出願の公告の日から2月以内に異議申立を行うことができる。 (商標法第18条(1)、同第20条(1))
	㉓無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、商標の無効は、高等裁判所に提訴することができる。 (商標法第51条(1))

①国名	People's Republic of Bangladesh (BD) (バングラデシュ人民共和国)	
②4不使用取消制度の有無	有。継続して5年。5年以上の不使用は、取消の対象となる。 (商標法第42条(1))	
②5商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。(ニース協定には未加盟) (商標法第124条(1)、(2)(a)、第2条(3))	
②6図形要素の分類	有。バングラデッシュは、ウィーン図形分類を使用している。(ウィーン協定には未加盟)	
②7譲渡要件	無。商標権は、営業の譲渡とは関係なく譲渡できる。 (商標法第34条)	
②8費用 単位 TK (タカ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 1,500 TK (1商品につき) 2,500 TK (2商品から3商品までの各商品につき) 3,500 TK (4商品以上の各商品につき) [商標権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料 5,000 TK (1商品につき) 10,000 TK (2商品から3商品までの各商品につき) 15,000 TK (4商品以上の各商品につき)	
②9料金減免措置の有無	無。	